第一片

領収済通知書　国庫金　情報公開・個人情報保護・不服審査

あて先 〔歳入徴収官、歳入徴収官代理、分任歳入徴収官又は分任歳入徴収官代理官職氏名並びに所属庁名及び所在地〕 （住所） （氏名）　殿	令和　年度	（所　管）
	特別会計（番　号）	
	（取扱庁名（番　号））	
	納付金額　千 百 十 万 千 百 十 円	
	納付目的 開示請求手数料 開示実施手数料 行政機関等匿名加工情報手数料 写し等交付手数料	上記の金額を領収しました。 （領収日付等）
	納付場所 日本銀行（本店・支店・代理店又は歳入代理店）	

備　考
1　用紙の大きさは、各片ともおおむね縦11cm、横21cmとすること。
2　各片は左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。ただし、上端を接続することが事務処理上便宜である官署であっては、上端に太線を引き、上端を接続するものとする。
3　各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）については、複写により記入するものとする。
4　取扱庁名欄の番号は、日本銀行国庫金取扱規程第86条の２又は歳入徴収官事務規程等の一部を改正する省令（昭和40年大蔵省令第67号）附則第４項の規定により日本銀行から通知を受けた歳入徴収官ごとの取扱庁番号を付するものとする。
5　勘定のある特別会計にあっては、「（取扱庁名（番号））」を「（取扱庁名（番号））（勘定区分）」と読み替えるものとする。
6　分任歳入徴収官が発する納付書にあっては、領収控の片の左上余白に分任歳入徴収官官職氏名並びに所属庁名及び所在地を記入する。
7　行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づいて手数料を納付するときは「個人情報保護」及び「不服審査」の文字を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいて手数料を納付するときは「情報公開」及び「不服審査」の文字を、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づいて手数料を納付するときは「情報公開」及び「個人情報保護」の文字を、それぞれ抹消すること。
8　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

第二片

領収済通知書　国庫金　情報公開・個人情報保護・不服審査

あて先 〔歳入徴収官、歳入徴収官代理、分任歳入徴収官又は分任歳入徴収官代理官職氏名並びに所属庁名及び所在地〕 （住所） （氏名）　殿	令和　年度	（所　管）
	特別会計（番　号）	
	（取扱庁名（番　号））	
	納付金額　千 百 十 万 千 百 十 円	
	納付目的 開示請求手数料 開示実施手数料 行政機関非識別加工情報手数料 写し等交付手数料	上記の金額を領収しました。 （領収日付等）
	納付場所 日本銀行（本店・支店・代理店又は歳入代理店）	

備　考
1　用紙の大きさは、各片ともおおむね縦11cm、横21cmとすること。
2　各片は左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。ただし、上端を接続することが事務処理上便宜である官署であっては、上端に太線を引き、上端を接続するものとする。
3　各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）については、複写により記入するものとする。
4　取扱庁名欄の番号は、日本銀行国庫金取扱規程第86条の２又は歳入徴収官事務規程等の一部を改正する省令（昭和40年大蔵省令第67号）附則第４項の規定により日本銀行から通知を受けた歳入徴収官ごとの取扱庁番号を付するものとする。
5　勘定のある特別会計にあっては、「（取扱庁名（番号））」を「（取扱庁名（番号））（勘定区分）」と読み替えるものとする。
6　分任歳入徴収官が発する納付書にあっては、領収控の片の左上余白に分任歳入徴収官官職氏名並びに所属庁名及び所在地を記入する。
7　行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づいて手数料を納付するときは「個人情報保護」及び「不服審査」の文字を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）に基づいて手数料を納付するときは「情報公開」及び「不服審査」の文字を、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づいて手数料を納付するときは「情報公開」及び「個人情報保護」の文字を、それぞれ抹消すること。
8　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）
1　この省令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第五十条の規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

（経過措置）
2　この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。